

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成30年度第2四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	平野工場じん芥クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	(株)福島製作所	6,318,000	平成30年7月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	平野工場灰クレーン設備修繕	09C清掃施設工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	1,620,000	平成30年7月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	鶴見工場2号炉燃焼火格子駆動用油圧シリンダーほか2か所修繕	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	1,771,200	平成30年7月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	平野工場 無停電電源装置修繕	09C清掃施設工事	平野工場	古河電池(株)	1,619,244	平成30年7月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	西淀工場二酸化炭素消火設備整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	能美防災(株)	12,387,600	平成30年7月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	鶴見工場1号電気集じん器スクラーパコンベア緊急修繕	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	1,339,200	平成30年7月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
7	平野工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	61,560,000	平成30年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	西淀工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)日立プラントメカニクス	33,361,200	平成30年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	西淀工場計装設備整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	富士電機(株)	16,189,200	平成30年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	平野工場2号炉誘引通風機設備ほか緊急復旧工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	141,480,000	平成30年8月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
11	西淀工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	349,920,000	平成30年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	平野工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	22,356,000	平成30年8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
13	八尾工場 1号集じん設備緊急復旧工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	2,862,000	平成30年8月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
14	平野工場 搬入物検査設備整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	（株）タクマ	9,504,000	平成30年9月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
15	舞洲工場災害対策緊急復旧工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船（株）	16,308,000	平成30年9月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
16	北港処分地 廃水処理施設緊急復旧工事（その1）	09C清掃施設工事	北港処分地	（株）タクマ	61,020,000	平成30年9月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
17	西淀工場被災補修ほか緊急復旧工事	09C清掃施設工事	西淀工場	（株）タクマ	25,524,720	平成30年9月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
18	東淀工場シャッター緊急復旧工事	09C清掃施設工事	東淀工場	文化シャッター（株）	2,700,000	平成30年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
19	平野工場灰積出車路シャッターほか緊急復旧工事	09C清掃施設工事	平野工場	東洋シャッター（株）	5,119,200	平成30年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
20	平野工場災害被害緊急復旧工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F E エンジニアリング（株）	5,400,000	平成30年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
21	東淀工場災害被害緊急復旧工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船（株）	3,358,800	平成30年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
22	鶴見工場じん芥クレーンほか緊急工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船（株）	41,256,000	平成30年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
23	鶴見工場屋上防水緊急工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	（株）ユーテック	28,026,000	平成30年9月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K 9
24	八尾工場 1号ボイラー設備緊急復旧工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	2,268,000	平成30年9月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場じん芥クレーンバケット整備工事

### 2 契約の相手方

(株) 福島製作所

### 3 隨意契約理由

今回、整備工事を行う平野工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンバケットを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場灰クレーン設備修繕

### 2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

### 3 隨意契約理由

今回修繕を行う当工場灰クレーン設備は、灰ピット内の焼却残渣、捕集灰処理物等を処分地へ排出する為のクレーン設備であり、一般廃棄物焼却灰の搬出設備として非常に重要な役割を果たしている。

灰クレーンで搬出される焼却灰の量は、クレーンガーダー上の荷重計により計量し、搬出車両へ積載しているが、今回、荷重計の指示値に誤差が生じており、搬出車両の過積載を防止するため、早急に荷重計の修繕が必要である。

当工場の灰クレーン設備は富士ホイスト工業（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能である。また、修繕後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場 2号炉燃焼火格子駆動用油圧シリンダーほか 2か所修繕

### 2 契約の相手方

日立造船（株）

### 3 隨意契約理由

本修繕は、当工場の2号炉燃焼火格子駆動用油圧シリンダー及び2号炉助燃バーナーの故障、2号減湿液循環ポンプ吐出配管において穴明きが生じたため修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は日立造船（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場  
(電話番号 06-6912-4700)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場 無停電電源装置修繕

### 2 契約の相手方

古河電池（株）

### 3 隨意契約理由

今回修繕を行う無停電電源装置は、商用交流電源を直流に変換して内蔵する蓄電池を充電する一方、直流を再び商用周波交流に変換して負荷に電力供給し、商用交流電源が停電又は遮断した場合にも、焼却設備の重要機器へ安定的に電力供給を行うための電源設備である。

本修繕は無停電電源装置での不具合を解消するため、制御機器を取替えるためのものである。

当工場の無停電電源装置は、古河電池（株）製であり、無停電電源装置の詳細な仕様は本装置を製作した会社以外では知り得ず、修繕対応が不可能である。また、修繕後の性能、作動状態等について一貫して責任を持たせることができる業者は古河電池（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号 06-6707-3753)

## 隨 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

西淀工場二酸化炭素消火設備整備工事

### 2 契約の相手方

能美防災（株）

### 3 隨意契約理由

本工事は消防用設備のうち電気設備に火災が発生した際に起動する二酸化炭素消火設備の整備である。

二酸化炭素消火設備容器弁点検の点検基準が改正され、設置より25年を経過するまでに「容器弁等の安全性」の機器点検が義務化されたため、容器弁の安全性を確保するため行うものである。

本設備は能美防災（株）が設計施工したものであり、他社では容器弁整備後の二酸化炭素消火設備が消防法令に定められた時間内に起動し、消火区分に応じ消火剤を定められた時間内に放射するよう設定することができない。このことから、本設備を設計・施工した会社以外では整備が不可能である。また、整備後における設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した能美防災（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

西淀工場（電話番号06-6472-3000）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場 1号電気集じん器スクレーパコンベア緊急修繕

### 2 契約の相手方

日立造船（株）

### 3 隨意契約理由

当工場の1号電気集じん器の前室スクレーパコンベアが過負荷により運転不能となり飛灰の処理が出来ないため、焼却炉の運転が不可能な状況となっている。早期に焼却炉の運転を開始しなければ、ごみ処理計画に支障をきたし、ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあるため緊急修繕を行うものである。

当工場の電気集じん器は日立造船（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、電気集じん器が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当工場の電気集じん器を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場  
(電話番号06-6912-4700)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場焼却設備中間点検整備工事

### 2 契約の相手方

J F E エンジニアリング（株）

### 3 隨意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F E エンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F E エンジニアリング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

(株) 日立プラントメカニクス

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のごみの焼却処理を24時間連続で行っている。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するもので、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(株)日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)日立プラントメカニクスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場  
(電話番号06-6472-3000)



## 隨意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

### 2 契約の相手方

富士電機（株）

### 3 隨意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機（株）において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

以上の事から、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場

（電話番号 06-6472-3000）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場 2号炉誘引通風機設備ほか緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

JFEエンジニアリング（株）

### 3 隨意契約理由

誘引通風機設備は焼却炉内を負圧に保ちながらごみの燃焼により発生した排ガスを煙突より排出するという、ごみの焼却処理において極めて重要な設備である。

今回、誘引通風機設備のインペラが破損したことによりバランスが崩れ、機器全体が異常振動し、構成部品が多数破損したため運転できなくなってしまった。

誘引通風機が運転できないため2炉ある焼却炉のうちの1炉が運転不可能な状況となり、当組合におけるごみ処理事業に大きな支障を与えることから速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に復旧工事を行うものである。

当組合のごみ処理事業については、6工場で行っているが、各工場とも炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、当工場が長期にわたり1炉分の焼却処理しかできない状況では、他工場のピット状況悪化を招き、組合として円滑なごみ処理を維持できなくなり、構成市における環境衛生に支障をきたすこととなる。

そのため早急な復旧が必要であるが、誘引通風機の性能を健全な状態に復旧するための部品の入手に時間を要するため、既存部品の補修等による仮復旧により、一定の焼却処理を行うものとするが、仮復旧での長期間の運転継続が保証できないことから、部品の入手ができ次第、本復旧を行うことが必要である。

また、仮復旧にあたり、焼却設備の給じん落差壁のレンガ崩落が確認され、誘引通風機の復旧のみでは焼却炉の稼働を再開することは不可能であることから、併せて給じん落差壁の補修を行うものである。

これらの設備はJFEエンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたもので、本工事については、設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であり、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 隨意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合  
西淀工場 (電話番号 06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事

### 2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

### 3 隨意契約理由

今回整備工事を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼動している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場1号集じん設備緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

### 3 隨意契約理由

本工事は、当該焼却工場の1号集じん設備が故障し、炉の運転が不可能な状況となつており、早期に焼却炉の運転を開始しなければ、ごみ処理計画に支障をきたし、ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあるため、緊急復旧工事を行うものである。

当工場の集じん設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。

本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では設備技術面での対応が不可能である。また、本工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場  
(電話番号: 072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場 搬入物検査設備整備工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 隨意契約理由

平野工場搬入物検査設備は、搬入される一般廃棄物を同設備に展開し、搬入不適物が無いかの検査を行った後ごみピットへ搬送する設備である。

今回、整備工事については、ごみの汚汁を頻繁に清掃することによる腐食及び機械的な運動により摩耗している消耗部品を交換し、搬入物検査設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の搬入物検査設備は、(株) タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については搬入物検査設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場災害対策緊急復旧工事

### 2 契約相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、台風 21 号により被災した舞洲工場の設備を緊急的に復旧する工事である。

舞洲工場の設備については、台風 21 号の暴風の影響により、煙突及び工場棟ストライプ板がめくれ上がり、脱落の恐れがある箇所が発見された。また、工場の屋上階に設置されている飾り玉ベースプレート及び搬入路硝子も破損したことから、脱落の危険性がある。

これらの設備が脱落すると近隣通行者の人命が失われるもしくは通行車が破損する可能性があることから、人命等に係る安全確保を必要とするため至急復旧する必要がある。

復旧工事については、煙突などの設備の特質を理論的・経験的に十分把握していることや、舞洲工場全体の特質を理解し工場の運転を継続した状態で緊急的な工事を実施する必要があることから、日立造船（株）以外での対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは、本設備を十分に把握した日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場  
(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

北港処分地廃水処理施設緊急復旧工事（その1）

### 2 契約の相手方

（株）タクマ

### 3 隨意契約理由

今回緊急修繕工事を行う北港処分地廃水処理施設は、処分地内から浸出する汚水を適正に処理する重要な施設である。平成30年9月の台風21号の影響により、廃水処理施設が大破し運転できない状態であり、一刻も早く復旧する必要がある。

北港処分地の廃水処理施設は、（株）タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、これら施設の復旧工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3358）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場被災補修ほか緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

(株)タクマ

### 3 隨意契約理由

今回施工する西淀工場被災補修ほか緊急復旧工事は、台風21号により被災した西淀工場の設備を緊急的に補修・復旧する工事である。

西淀工場では、ごみピット側トップライトが破損し、クレーン設備及び電気設備の漏電により、焼却炉が停止する可能性が生じたことや、避雷線の断線のため、落雷時に火災発生の恐れが生じた。また、ダクトの倒壊、外壁(ALC)脱落、扉破損のため、近隣の通行者や通行車両の人命等に係る安全確保が必要となり、至急、災害被害に対する補修・復旧工事が必要となっている。

本緊急復旧工事の実施に際しては、補修・復旧する様々な設備の特質と焼却設備全体との関係性等を理論的・経験的に十分把握し、西淀工場全体の特質を理解し工場の運転を継続した状態で緊急的な工事を実施する必要があることから、本工場を設計・施工した(株)タクマ以外での対応は不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは、各設備の特質を十分に把握している(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場シャッター緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

文化シャッター株式会社

### 3 隨意契約理由

本工事は、台風 21 号による暴風の影響により東淀工場 1 階南側のシャッターが破損したため復旧工事を行うものである。

破損したシャッターは、強風等により外れると通行中の車両に損傷を与えること、通行人に衝突するなどの恐れがあることから、人命等に係る安全確保が必要なため至急復旧する必要がある。

本設備は、文化シャッター株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。復旧に際しては、工場建屋に設置された既設のシャッターガイドレールを使用するため、シャッターが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。

また、復旧後のシャッターにおいて保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本シャッターを設計・施工した文化シャッター株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場灰積出車路シャッターほか緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

東洋シャッター（株）

### 3 隨意契約理由

本工事は、台風21号による暴風の影響により平野工場1階灰積出車路シャッター及び炉室間仕切シャッターが破損したため復旧工事を行うものである。

破損したシャッターは、強風等により外れると通行中の車両に損傷を与えたり、通行人に衝突するなどの恐れがあることから、人命等に係る安全確保が必要なため至急復旧する必要がある。

本設備は、東洋シャッター（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。復旧に際しては、工場建屋に設置された既設の開閉器、ドラム、シャッターガイドレールを使用するため、シャッターが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。また、復旧後のシャッターにおいて保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本シャッターを設計・施工した東洋シャッター（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場災害被害緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

JFEエンジニアリング（株）

### 3 隨意契約理由

本工事は、台風21号による暴風の影響により平野工場1階タービン発電機室及び非常用発電機室の扉が破損したため復旧工事を行うものである。

両場所には二酸化炭素消火設備を設置しており、今回の暴風により扉が変形、破損し閉鎖できないため部屋の気密が保てず、同消火設備が正常に機能しない状態となっている。また、扉表面の鋼板がめくれており脱落する危険があり、強風等により外れると通行中の車両や通行人に衝突する恐れがあることから、人命等に係る安全確保が必要なため至急復旧する必要がある。

復旧工事については、発電設備などの設備の特質を理論的・経験的に十分把握していることや、平野工場全体の特質を理解し工場の運転を継続した状態で緊急的な工事を実施する必要があることから、JFEエンジニアリング（株）以外での対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは、本設備を十分に把握した JFE エンジニアリング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場災害被害緊急復旧工事

### 2 契約相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、台風 21 号により被災した東淀工場の設備を緊急的に復旧する工事である。

東淀工場の設備において、台風 21 号の暴風の影響により、屋外に設置している煙道の保温板の脱落及び屋上動力盤が破損した。煙道の保温板の一部が脱落していることにより周辺の保温材が脱落し、近隣通行者死傷や通行車両破損の危険性があり、動力盤については、屋外に設置していることから雨水の侵入により停電や電気火災等の電気事故が発生する危険性があるため、至急復旧する必要がある。

復旧工事については、煙道などの設備の特質を理論的・経験的に十分把握し、東淀工場全体の特質を理解し工場の運転を継続した状態で緊急的な工事を実施する必要があるため、日立造船株式会社以外での対応は不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは、本設備を十分に把握した日立造船株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

**1 案件名称**

鶴見工場じん芥クレーンほか緊急工事

**2 契約相手方**

日立造船（株）

**3 随意契約理由**

本工事は、台風 21 号により被災した鶴見工場の設備を緊急的に復旧する工事である。

鶴見工場の設備については、台風 21 号により屋上の採光窓が破損し、工場棟内に雨水が降り込む状態になり、その影響でじん芥クレーンの 2 基とも運転不能となり焼却炉が稼働できない状況となった。また、2 号炉の計装設備の一部においても雨水による影響で運転制御に支障をきたす状況となっており、早期に焼却炉の運転を再開しなければ、ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたすため至急復旧する必要がある。

その他の機器についてもごみピット火災時に使用する放水銃設備が雨水により運転不能となつておらず、現状では、ごみピット火災時に対応できず建物にまで延焼する可能性があるため至急復旧する必要がある。

また、高所にある復水器ファン室の窓ガラスが暴風のため破損し破片が落下する恐れがあり、これが落下すると近隣通行者的人命が失われるもしくは通行車が破損する可能性があることから、人命等に係る安全確保を必要とするため至急復旧する必要がある。

これらの復旧工事については、じん芥クレーン設備などの特質を理論的・経験的に十分把握していることや、鶴見工場全体の特質を理解し工場の運転を継続した状態で緊急的な工事を実施する必要があることから、日立造船（株）以外での対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは、本設備を十分に把握した日立造船（株）のみである。

**4 根拠法令**

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

**5 担当部署**

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

(電話番号 06-6912-4700)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場屋上防水緊急工事

### 2 契約相手方

(株) ユーテック

### 3 随意契約理由

今回の鶴見工場屋上防水緊急工事は、9月4日に大阪を通過した台風により被災した鶴見工場の屋上防水を緊急的に復旧する工事である。

鶴見工場では、台風により屋上防水シートの大部分が破損し、ごみピット内へ雨漏りが生じる状態となっており、降雨の度に、クレーン設備が運転不可能となり、焼却炉が2炉共に停止する状況である。そのため、焼却炉の継続的な安定運転ができない状況であり、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、構成市のごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急に復旧工事を実施する必要がある。

以上のことから今回の工事は、鶴見工場屋上防水の復旧工事を早急に実施できる(株)ユーテックに指名するものとする。

なお、今回施工を指示する業者は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合契約事務審査会にて決定した選定方法によるものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

(電話番号 06-6912-4700)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場 1号ボイラー設備緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場の1号ボイラー設備が閉塞し、炉の運転が不可能な状況となっており、早期に焼却炉の運転を開始しなければ、ごみ処理計画に支障をきたし、ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあるため、緊急復旧工事を行うものである。

当工場のボイラー設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。

本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では設備技術面での対応が不可能である。また、本工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）